#### はじめに

国の芳烈公にしくはなかるべし」とある。『率章録』は、岡山藩主(1) ような岡山藩の明君録の実際の用法を考慮するからである。(2) 国家権力であり、その表明が国家の主権者である大名存在(主権人 の証しであると思われる。藩体制はたんなる権力機構なのではなく、 に言えば、 持ったのかということを考察するのが本稿の課題であるが、 本稿では以下、「明君」という表現を用いるが、それは、引用した 近藤生涯が藩主の君則として七代藩主治政に献呈したものである。 池田光政の代表的な言行録の一つで、一八世紀後半安永初年に藩士 給ふ所なし。」「古のかしこき君の法にしたがひ給はんとならば、 に希なる明君にして、其徳も、其道も、 このような明君あるいは明君像が藩体制にとってどういう意味を 『率章録』の「序」には、「我国の先君芳烈公(池田光政)は、 明君(像)の存在は藩体制が国家的性格を保持すること 古の聖賢の君といへ共、 子測的 我 耻 世

# 6)であり、その理想形である明君(像)であろうという予測であ

深

谷

克

己

3

共 おきたい。藩国家とは、大名の自分仕置権の強さや、国産政策など ことで、すでに広まっている「藩国家」という概念に対して距離を 組みとは大いに異なっている。また私としては藩屛国家と表現する 領地を「私」し領地での政治を「専」にし、そのまま世襲して 屛す」と読むべきで、「国家」は中央政権である江戸幕府を指す。 巧みに描写している。もっともここでの「瀋屛国家」は「国家を藩 神祖盛命而封建之制始立矣、大小諸侯星羅四周、藩屛国家而各私其 た『池田家履歴略記』の「叙」(武元恒撰)の冒頭に、「吾東方、自 本稿の藩屛国家は、その国家を取りまいて垣根となっている大小の 国家と呼ぶ。一八世紀末寛政年間に岡山藩の藩士斉藤一興が編纂し 「治」めるという「封建之制」は、 「諸侯」権力のことである。東洋古典の言葉を駆使してはいるが そのような性格を保持するものとしての藩体制を、本稿では藩屛 専其政、継世而治」とあるが、これは日本の近世の政治体制を(3) 同時代の中国・朝鮮の統治の仕

### 明君創造と藩屛国家()

明君(像)を取り扱おうとすれば、幕藩制国家が上下の身分制的従来からの難問である集権・分権の議論は克服できないと考える。で幕藩の力の強弱を測るような視角には疑問を持つ。その視角では、同じ水準の現れる藩経済自立の高まりを強調する立場から用いられる。つま

重層国家であることを認めなければ説明できないことに思い当る。

私見ではそういう国家形態の中で、藩体制は下位国家である。それは領民・領地・預治機構・異見法度・主権人格を有することで国家は領民・領地・預治機構・異見法度・主権人格を有することで国家のである。藩屛国家とは、このような意味での下位国家を言い表すみこそが、上位国家と下位国家との重層構成からなる幕藩制国家なめてある。藩屛国家とは、このような意味での下位国家を言い表するである。藩屛国家とは、このような意味での下位国家を言い表するのである。 とれ 見程が、明君(像)創造なのである。

うとした点、武士と庶民の政治思想形成を一体的に把握しようとし本的な疑問を呈し、中世日本に原由を探って形成史的に明確にしよ立の契機を見いだそうとした若尾政希「太平記読みの歴史的位置」立の契機を見いだそうとした若尾政希「太平記読みの歴史的位置」立の契機を見いだそうとした若尾政希「太平記読みの歴史的位置」が成されるかについての強い関心をともなっている。最近の研究の形成されるかについての強い関心をともなっている。最近の研究の本稿はまた、近世の政治的身分関係意識がどのような回路を経て

えるのであるが、じつはその疑問が、本稿の視点なのである。 意識を陶冶する因子と契機を探るという視角に立つべきだと私は考はやはり、大名領の社会的諸力の磁場のなかに政治理念と身分関係概念、もう一つは政治思想が講釈で普及するという想定である。私になど、興味深い論文であるが、それだけに難点も大写しになる。

### 一 明君像の要件

### 1 明君の要件と言行録の蓄積

録の蓄積とでもいうべき記録群が集積される。『池田光政公伝』に、(6)

岡山藩にあっては、明君像は光政像として大きくなり、その言行

それらの大要が整理されているので、代表的なものを列記してみよ

『永忠自筆覚書』(津田永忠 | 承応三―寛文三年・一六五四―六

う<sub>。</sub>

Ξ

『烈公間語』(池田政倫 元禄二年・一六八九)

『芳烈祠堂記』(市浦清七郎 宝年一年・一七〇四年)

『有斐録』(三村某 <br/>
寛延初年・一七四八、九年頃)

『備藩集義録』(近藤篤 明和年間・一七六○年代後半)

**【君則】**(近藤篤 未詳)

『雨夜の燈』(湯浅常山 明和八年・一七七二)

『率章録』(近藤西涯 安永初年・一七七〇年代前半頃)

『吉備温故秘録』巻之百一「有斐録」(大澤市大夫 寛政年間・一

七九〇年代)

『池田家履歴略記』 (斎藤清次右衛門一興 寛政年間・一七九〇年

代

『吉備烈公遺事』(湯浅新兵衛元禎 寛政九年・一七九七)

『仰止録』 (早川助右衛門)文政七年・一八二四)

『仰止録付録』(早川助右衛門 未詳)

外、『胎謀録』『由章堯言』『温故雑記』『泳化余編』『貴而者草』

**『備前少将御家訓』『備前国政聞書』等々、** 

く、身近な側近者の同時代の観察録である。しかし、当時二〇代前である。冒頭の『永忠自筆覚書』は後世に編集された明君録ではな

骨子になっていくわけではない。明君言行録にひとしい。ただし、永忠のこの観察録が後の明君録の明君言行録にひとしい。ただし、永忠のこの観察録が後の明君録の半であった津田永忠の目は光政への崇敬感に満ちており、ほとんど

2 新太郎様御代という歴史認識

「有要録」三六話を見よう。 「有要録」三六話を見よう。 「有要録」三六話を見よう。 「有要録」三六話を見よう。 「有要録」三六話を見よう。 「有要録」三六話を見よう。 「有要録」三六話を見よう。 「有要録」三六話を見よう。

有も覚候はずと、の給ひし。江戸御性来関札にも、備前少將と候に、鍛冶に大和守或は鏡磨に何の大掾など申名の候。さのみ難べきかと物語有し時、公其事は仰られず、近頃も江戸の町を辿り

一、公御終身新太郎様と申き。諸大名此事は如何候はん、

改らる

は不被遊候事 (諸家源秘録に見ゆ)。

を肯定する領内の空気の反映であろうと思われる。要録」だけである。この逸話は、官位呼称に縛られない藩主の自恃備前少將という名乗りを用いなかったことを指摘しているのは「有録』にも見える。ただし『諸家源秘録』を典拠として、参勤行路で元は同一であろう同様の話が、『吉備烈公遺事』にもあり、『率章

を収録している。(3)(3)(3)

評価された家中の質素堅実さは光政の影響力が弱まったことで失わ 政の子の綱政の時代も過ぎてその次の継政の時であるが、備前風と 年(一六八二)の死去まで大きな影響力をもっていた。この逸話で 才の時である。岡山藩主の地位に四一年間もあり、致仕後も天和二 れたとする受け取り方があるために、「新太郎様御代」が理想の時 「享保己来」という頃の藩主は、正徳四年(一七一一)に死んだ光 光政が、藩主の地位を退いたのは寛文一二年(一六七二)、六四 殊外替り申候。江戸にても備前風とて、御家中の風儀、甚しっぽ 見へ候。芸州とも見へず、長州御家中にて可有といふ。亭主いふ 被見候や。兼て其元、諸国の風俗を能見わけ候と被申候へば、目 の、江戸浅草辺の茶やに腰掛て居る処へ、其辺の老人七十有余な か様にも違候物かなといへば、其侍は、無詞して帰り去るとなり。 座候処、今は髪の上、御衣服等、巳前の御家風は少しも無御座、 の備前風と申は、新太郎様御代、江戸中に無紛、御質素成儀に御 りと仕候て能見分られ候に、只今は左様にも成候やといふ。扨そ 老人驚て、侍に対していふ。必御心に被掛間敷候。備前も御風儀 は、兼て自満なれども、違申候。此御侍は備前にて候といへば、 利(可)被致といへば、されば先三十万石以上の御屋敷の御侍と るが来れば、茶やの亭主いふやう。老人、此侍を何国の御家中と 一、享保己来(一八世紀一〇年代後半以降)の事なり。或備前侍

代に描かれるのである。

「新太郎様御代」という認識は、明君録だけでなく、正式の藩法令の中にも新太郎という呼称が取り込まれている。享保八年(一七二三)八月「御家中江被仰出趣」がそうである。その第三条は、一、寛文八年新太郎様被仰出候趣ニも大身小身共、たとへハ振廻等之義ニ付而も色々手を替え手くろうして法を破るもの間ニ有之由間伝候。不合点心得そこそないニて、背候ものよりハ不届成義ニ候。右之通、御留帳ニも有之候。此御趣意ヲ尤成事ニ思召、只今も右之族有之様ニ被及聞召候。只今迄之義は其分、此後右之趣ニ面は御趣意致相違候段弥相心得、相改候様ニと思召候。ニ面は御趣意致相違候段弥相心得、相改候様ニと思召候。

威を高めようとしたのである。この享保八年令は、第一五条でも、 の条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を のの条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を のの条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を のの条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を この条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を この条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を この条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を この条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度を

「一、新太郎様御代ニ御法被仰出候義、

切々、頭々より下は読聞せ

候。」とある。これも、法令を徹底させるために光政時代のやり方方巳上は銘々忘失無之心掛け、但支配方之者でも不絶可申聞旨仰ニ候様ニ被仰付候由、御尤之御義ニ被思召候間、何も右之趣心得、頭

を引例し、強調したものである。

(『仰止録』)というように使った。文政七年(一八二四年)に儒臣方認識をともない、さらにその認識を強める慣用句のようなものできった。公とは光政の場合、芳烈公あるいは烈公の略称である。をもった。公とは光政の場合、芳烈公あるいは烈公の略称である。からは、死後光政におくられた尊称であるが、その略称の高端をとしているとは、死後光政におくられた尊称であるが、その略称のが、というは光政の場合に、光政が明君であったとい新太郎様御代という表現はこのように、光政が明君であったとい

的に光政の実像となってきていると言える。しかし、言行録の多く 拠なものとするのも当たらないであろう。 の逸話は、 いても、伝録だとことわりながらも頻繁に用いられることで、 せるものになったのである。 用いられる言葉ではないが、 督学早川助右衛門が編集した『仰止録』の凡例では、「公と称する いることに注意深くなければならない。明君言行録がまったく無根 は芳烈公を称し奉る也」と説明している。公は必ずしも光政だけに このような明君録に現れる光政逸話は、 後人の待望が反映されたものという性格を色濃くもって 岡山藩では真先に芳烈公光政を想起さ 明治以降の光政伝記にお それらは、 実際の光政の 結果

らである。れるが、いずれにせよなんらかの史実を背景にもつと推定されるか

# 二 光政期の領民支配と明君像との距離

て、寛文七年(一六六七)の幕府巡見使の岡山来藩をとりあげてみ討することができるが、二つの間にある大きな落差を示す事例とし領民をめぐる明君像と実際政治との関係はさまざまな角度から検

たい。

明告录は、巡見吏の頂民尋問をくらしく 1 明君録における巡見使の庄屋百姓尋問

つかを見よう。明君録は、巡見使の領民尋問をくわしく記述している。そのいく

記事もある。『吉備温故秘録』は『有斐録』をふくむことによって、(3)まとまった記事が収録され、そのなかに寛文七年巡見使にかんするイ 『吉備温故秘録』巻之六十九には「御国目付御巡見」という

言動に付加されたり、

伝承の過程で脱落加工が起こったものと思わ

巡見使記事は『有斐録』の一遍として現れるのではない。全体が明君録の性格を帯びることになったと言える記録であるが、

所を適記していこう。 「「の記事は冒頭に、寛文七年閏二月一八日に、老中から稲葉清左の記事は冒頭に、寛文七年閏二月一八日に、出発に先だって該当の国主・領主・代官へ幕府が触れた五箇条の「覚」をあげ、続いて、 の国主・領主・代官へ幕府が触れた五箇条の「覚」をあげ、続いて、 の記事は冒頭に、寛文七年閏二月一八日に、老中から稲葉清左

八月六日、備中浅口郡西阿知村に泊り、津高郡野々口村・赤坂郡のずから藩への報告は、光政善政を強調する性格のものになったでを身と仕候」と答えている。もしそうだとすれば、巡見使通過後、会所留』があげられている。もしそうだとすれば、巡見使通過後、会所留』があげられている。もしそうだとすれば、巡見使通過後、会所留」があげられている。もしそうだとすれば、巡見使通過後、会所留」があげられている。もしそうだとすれば、巡見使通過後、のずから藩への報告は、光政善政を強調する性格のものになったであろう。

かた付属し、少々は没収の寺も候」と答えている。つまり、巡見使領もすべて没収と聞いたが本当かとの尋問に対しては、寺領は「大どについて答えたが、三使の、他国とちがい、坊主は全部還俗、寺門および「神道の宗旨請」について尋問した。これに対し庄屋百姓門および「神道の宗旨請」について尋問した。これに対し庄屋百姓門および「神道の宗旨請」について尋問した。

の方で答えているのである。

確認されるという逸話になっているのである。 で成敗したことを訴えでた。巡見使が庄屋に聞きただしたところ、中でで、光政はその家臣と関係者を改易にした、その話のことかもたので、光政はその家臣と関係者を改易にした、その話のことかもたので、光政はその家臣と関係者を改易にした、その話のことかもしれないと答えた。この調査にあたって巡見使の家来は、「にくき出家也」と述べたという。ここでも、キリシタン詮索という国家的出家也」と述べたという。ここでも、キリシタン詮索という国家的出家也」と述べたという。ここでも、キリシタン詮索という国家的出家也」と述べたという。ここでも、キリシタン詮索という国家的出家也」と述べたという。ここでも、キリシタン詮索という国家的国家に関きただしたところ、を成敗したことが認用されるという逸話になっているのである。

年当国では仕置を改め、過役は免じ「夫口米」以外の役はなくなっは庄屋を呼んで「当国政事のあらまし」を述べさせた。庄屋は、先八月十二日岡山泊、一三日片山(片上か)泊と進み、当地で三使

事を書上諫はこに、何者にも入置くけれ(ば)、仕置月々年々に 成ける故、 国中に住者、身上につまり他国に走ることは、庄屋肝煎の無念に 寒を救ひ候。 きがたきは、 病者には常に其の恩澤ありて、産業をつとめて、それにても猶続 飢饉の時は扶持米をあたへられ。 百姓草臥し時は、下礼(相か)にて救米出候。水損・日損にて、 飢寒の者まづ領分はなし。尤善事油断なく吟味し、善 然にいまだ行届かぬ類は、上に申て救米を請ければ、 過役ゆるされし恩誼の万一に酬んために、村より飢 田地もなき鰥寡孤独の類 或は

能成候。

他国考合れば、忝なき事に候

寛文七年巡見使来藩の経緯が記されている。

出

で、 府から危険視されていた宗教政策についても無理強いはないことが みられるように、 のだから自然に領民にも好む者が増えてきて、今では大方神儒に帰 強調される。 命を願ひ、老を能養ふ様に成行候」と答えている。これらの返答に していると答えた。神儒の善し悪しはわからなくても、「国守好ま 「九十歳巳上の者には金銀等をあたへられける、右に(付)百姓長 下の側の自助努力を生み出す方向に働いていることである。 国政日々能成候へば、定て悪敷事にては、よもあらじ」と答え、 国主への信頼・期待が、もっぱら上による解決に終わらない 浦辺巡見使という別の一行が、 続けて、 村側の返答のもう一つの大事な点は、 政治の改良という認識に立って光政を信頼し、幕 神道も国主が命じたのではなく、国主の好むも 広島藩から二六日に下津井 御救、養老のよ

> 使は浦々で巡見し、庄屋を呼出しては「政事」について尋問したが、 述べた。これもまた光政の周到な仕置の印象を深めることになる。 のため忠節のためと思い密かに訴え出ることという触が出ていると いながら応じている。庄屋は、 な」と感心し、他国では盗みは一人もいないという回答だったと笑 盗賊が出ないようにしていると答えると、両使は「正直の言葉か いう問いがある。庄屋が、ないわけではないので村の中から悪人・ ほぼ同じような返答を得ている。そのなかに、「小盗」はなきかと にやってきた。これは向井八郎兵衛・高林又兵衛の両使である。 П 『池田家履歴略記』巻之十一には「巡見使至」という項目があり、 池田家の家譜ではあるが事実上の光政明君録の性格をもつ前 藩領の内外で盗みを耳にしたら諸人 両

ことを尋問し、『吉備温故秘録』の「御国目付御巡見」と同様の返 訴も同じで、「にくき出家なり」と巡見使の家来が反応する。 くにて過不及はなし」という返答を得たのも同様である。 領は「大かた附属し少々は没収」されたこと、「升合」は「昔の ている。また仏道還俗については本人の「心次第」であること、 答を得て、「夫は諸国の評とは違えり」と巡見使の側が認識を改め 坂・和気郡等を巡見していく。十一日、某村で神道宗旨請や寄宮の 月六日に備中内岡山藩領に入り、 は同じだが、ここでは七箇条である。巡見の記事はほぼ同じで、 冒頭に幕府から該当藩へもたらされる「覚」が収載されているの 西阿知村宿泊、 津高郡・ 出家の出 磐梨·赤 寺

羅列している。

古利支丹改、神道宗旨講(請か)、寄宮、還俗、寺領、仏壇などと等については執拗な尋問が行われたが、それらはないことを返答の尋問では、返答を得た巡見使が、「他国にて相聞候とは遠候と被の尋問では、返答を得た巡見使が、「他国にて相聞候とは遠侯と被の尋問では、返答を得た巡見使が、「他国にて相聞候とは遠侯と被の尋問でする。桑・楮・漆運上・鉄砲打銀・材木伐出運上・山運りにする。桑・楮・漆運上・鉄砲打銀・材木伐出運上・山運上等については執拗な尋問が行われたが、それらはないことを返答している。

ている

ず遠慮なく申上候へと、末々まで内々御触にて候へ共、御上使様御巡に付、国主様より何にても申度事候はゞ、片上では、前出の記録にないこととして、

無之由申候

候」と感想をもらし、岡山藩政の抜群であることを巡見使が確認しるが、これらを聞いて三使は、「此段にて仕置の大図聞へ候と御感には存間敷候」と答えている箇所である。これは下層の百姓たちがには存間敷候」と答えている箇所である。これは下層の百姓たちが他国とくらべた岡山藩領の良さを知らないというように使われているが、これらを聞いて三使は、「此段にて仕置の大図聞へ候と御感をが、これらを聞いて三使は、「此段にて仕置の大図聞へ候と御感とをすすめたことが記されている。そして村側が、言いたいことがとをすすめたことは国主の政治を最高のものとして評価していることを巡見使が確認した。これらを聞いて三使は、「此段にて仕置の大図聞へ候と御感を加えている。

事もこのことから推量いただきたいと返答している。浅口郡では、来過役御免になったし、公用に出ると費用が支給される。その外のが、これは本当かという尋問があった。これに対しては、十五年以日笠では巡見使が、巡見してきた各所で「御仕置結構」と答えた

可申上事

政は完璧な仁政主体の象徴となる。児島では、百姓が様々の善い仕を不申上は、天罰如何と存じ申上候」と結んでいる。ここでは、光と前出の記録と同様の趣旨を述べ、付け加えて、このような「善事と前出の記録と同様の趣旨を述べ、付け加えて、このような「善事十村庄屋が、「色々御国の善事を書付差上」げたが、そのなかに九

国主様の导き義、命ながらへ御巡兄様へ申上候事、何より以て珍

置を述べたうえ、

重に奉存候。

事は広く知られた事件だったのであろう。じである。おそらく当年の宗教政策実施の緊張のなかで、この出来さつを記したうえ巡見使が「憎き坊主め」ときめつけるところも同とさえ述べている。同地でも、出家の訴人が現れるが、同様のいき

ることを命じている。 さことを命じている。これを聞き巡見使は「浦々に立て候へ」と徹底させい。 は巡見使来藩の通知とその際の注意事項を書いたもののはずである。 は巡見使来藩の通知とその際の注意事項を書いたもののはずである。 と尋問している。これ 他の記録にないことであるが『仰止録』の浦辺巡見使は、「二月

は二〇年以来「正直」を好み、「諫の匣」を城下に出して「直訴自た。牛窓の三平、片岡の五郎左衛門、鹿忍の仁左衛門が、「国主様」び出して、幕府からの書付や御札に触れ、「御仕置善悪」を尋問し牛窓では十七か村の庄屋・年寄・五人組頭・船持百五六十人を呼

仕置聞候へば気も心も晴候、下役へ具に書附候へと被仰候。」とい大きいと答えた。巡見使はこれを聞いて「殊の外御感じ、斯様の御明し、浦辺は、村中助合で扶持米も断わっているが、里方は痛みが由」にさせていると答え、以下こまかく藩の仕置と村側の努力を説

うに説いている。 古利支丹改については、今度は巡兄使の側が度量を示し、次のよ

う具合であった。

殿へ被遺候。何とも左様の法度可被仰付哉と被仰候。承候へ。御法度にては無之ぞと、高聲に被仰候。大国さへ新太郎上様にも神道御嫌では無之、吉利支丹こそ御嫌にて候。何れも能

とを強調している。

「候。」と、他の記録以上にけっして苛酷な仕置が行われていないこと、
と、他の記録以上にけっして苛酷な仕置が行われていないこと、
と、他の記録以上にけっして苛酷な仕置が行われていないこと、
と、他の記録以上にけっして苛酷な仕置が行われていないことを強調した、
と、地の神道請けへ理とを強調して、
とを強調している。

奉行代官を国主光政が抑え、彼等を罰してでも率直に巡見使に百姓と被申附候」という箇所がある。百姓の巡見使上申を阻もうとする改候為に候間、少にても民共の手前押へ候奉行有之候へば、重て相改候為に候間、少にても民共の手前押へ候奉行有之候へば、重て相改に、申上能様に、奉行代官とも不仕候。悪敷事は御下知を承、事に、「当夏国主様より」「御巡見様へ、何事にても百姓共中上度

他の記録をこえる誇張が『仰止録』では行われていると言えよう。聞にも不及、悪事は無之筈と被仰候。」と応じることをふくめて、あるが、これに、巡見使が『正直なる御仕置に候、其上は申すにもの言い分を言わせ、将来の藩政に生かそうとしているということで

老人も無之と申したるとて御笑被成候。」と巡兄使が述べている。については他の記録と同じで、「余国にては、盗みの事尋候へば、れる、という答えがなされた。巡兄使はこれに対し、「跡々の国にて左様の事は不聞候と被仰候。」という感想をもらしている。小盗な「田は四つ畑は三つ四歩、売買にあたっては「高値に御座候」、か盗のいては他の記録と同じで、「余国にては、盗みの事尋くべば、田は四つ畑は三つ四歩、売買にあたっては「高値に御座候」、おりのでは、というとは、毎年飛脚米三〇石余が宛がについては、百姓は、毎年飛脚米三〇石余が宛がについては、百姓は、毎年飛脚米三〇石余が宛が

と被仰候。」という感想をもらす。と被仰候。」という感想をもらす。と、類別という感想をもない、選上を村のほうから「召上」てほしいと頼んで差し上げていると答え、と村側が答えると、巡見使は「他国にてもで差し上げていると答え、と村側が答えると、巡見使は「他国にてもで差し上げていると答え、必見使は「所国工作にないになったが、選上を村のほうから「召上」なら三〇日分の扶持の発動にあった者に対しては、「類火」なら三〇日分の扶持と被仰候。」という感想をもらす。

「念入たる事と被仰候。」という反応が返るが、ここには、光政の神吉利支丹改について、百姓が神主請のやり方を具体的に答えると、

置と違候事有之か」との核心的な尋問には、百姓は、道請けを危険視する意識はすっかりなくなっている。「御公儀御仕

御公儀御仕置は不存候故考不申候。他国と承合、能事多御座候故、

不足に存事無之

作成者が加えたものとみてよいだろう。 庄屋・百姓の返答は、あきらかに光政明君化の視点からの手加減を、これ以上の返答は考えられなかったであろう。『仰止録』の一連のと答えている。巡見使は「尤と被仰候」というばかりであったが、

た政称揚の程度が格段に上がっている。 ・ これまで見てきた三点の明君言行録ないしは言行録の性格も ・ これまで見てきた三点の明君言行録ないしは言行録の性格も ・ これまで見てきた三点の明君言行録ないしは言行録の性格も ・ これまで見てきた三点の明君言行録ないしは言行録の性格も ・ これまで見てきた三点の明君言行録ないしは言行録の性格も ・ これまで見てきた三点の明君言行録ないしは言行録の性格も

## 寛文七年幕府巡見使宛百姓目安

2

た六通(八文書)の目安群がある。この目安群はすでにこれまでに〔5〕(ほ)と田家文庫」のなかに、「国廻り上ル」と題して一まとめにされ

たものの写しと思われる。」と述べている。この八文書は、(6) た文書を、 議されてきていることを批判し、「目安 利用されているが、 を、 ことで、 にふくむか経済問題だけの目安である。信仰問題だけのものは先の 奈倉氏の議論に譲り、それ以外のものを以下に検討してみる。その 信仰問題だけのものが二通あるが、他は信仰問題と経済問題を同時 明君録とはちがった角度からうかがうことができるはずである。 寛文七年未ノ八月日付の「備州津高郡百姓目安之写」から見 寛文七年段階の岡山藩政あるいは光政に対する領民の認識 幕府への直訴を恐れる藩側が探索によって事前に押収し 奈倉哲三氏が、提出されたものという判断で論 (訴状)作成者が下書きし 純粋に

幾ばく相違有事ヲあらく申上奉ル。」と告発する。 儒教奨励に対しては「新学宗ヲひろめ候て、慈悲正直之聞へ候へ共 信仰問題であり、「我代々宗門ヲ今度平譯つぶされ」という認識の すすめ」の監視役を村に置いたため、「百姓痛」になっている、と もと、「天下之御風俗ニ被仰下」ことを求めたものである。光政の よう。この目安は、差出人・宛名を欠いている。目安の長い冒頭は 第一条も、「新学

1

桝替問題であり、 百姓は払銀・利銀で「痛重之」という不満が表明される。第四条は 不満である。 年貢之払銀」を一石に五匁も相場より「高ク御取被成候。」という 第二条以下、 第三条は麦年貢問題で、これは「余国ニ無之」ことで、 末条を残してすべて経済問題である。第二条は「御 **升で食い違うところは「免ニて上ケ御取被成候。」** 

儒教強制を告発している。

の目安では、信仰問題と経済問題が一体である。 で、「あつはれ吉利支丹住よげなる国」になっていると皮肉る。こ このような支配はじつは理解をこえるという意味で吉利支丹と同じ 改」に神主を使い「魚肉」を強制することへの抗議である。さらに、 と抗議している。第五条は年貢の銀立が百姓不利で、このことは 「明徳之わさ」であると告発する。 最後の第六条は、 「吉利支丹御

非難したうえで、麦米換算の不利、銀納の際の不利をあげる。 ものである。第二条は、「他国と指違、麦御年貢御取被成」ことを 才「御取」になる、と事実を記すが、これは高免への不満を記した 七分」が標準であること、 寸竿で五間六間三百坪の耕地であり、「二石代、御免(年貢)六ツ 永の三人の巡見使(三使)に宛てている。 目安は、差出人の所に「備前国津高郡」と記され、 次に寛文七年八月日付の「乍恐申上候御事」を見よう。この その外に夫口糠藁を米一石に八升六合五 第一条は、上田は六尺三 市橋・稲葉・徳

御座候御事。」と、藩政を批判している。第五条は、御救と言いな にされていることを咎める。第四条では、「近年うゑ(飢)人・た 不被遣」と実施されていないことを指摘する。そして、「弐升麦も はや大分に罷成候所ヲ、三つ壱分銀ニ御売取被為成候御事」と藩収 貸すとはいえ「近年かう免ニてめいわく仕候へとも、 に貸し付けるものであることを説明し、「百姓かつえ」に及ぶ時は 第三条では、二升麦は田畑一反に二升ずつを五年間徴収して利倍 (絶) 人多ク出来申訳は、 Щ (高) 免ニ被仰付候故、うへ人多ク 只今迄壱俵

がら、

上被為成候米は、惣百姓より大分御取上被成、めいわく仕候御事。 中々御すくいニては無御座候。年々御免御取上被為成候内ヲ、壱 ケ村ニて五人か三人かニ、米五升壱斗つ、被遣候。かう免ニ御取 御救になっていないことを責める。

ミ」として受取っている。末文も鋭い告発で、「少々御理 中候御事」と反発する。信仰問題ではあるが、百姓は生活の「いた すゝめ被成候へとも、百姓大きニいたミ申候へは一円かつてん参不 代官衆」が「百姓たへ、うへ仕もかまわず、ぢゆほう(儒法)斗御 とをうかがわせる。 目安提出の理由を述べている。目安提出への圧力が強まっているこ 上候ても悪事と被仰候」ゆえ「乍慮外、差上申候事」と、三使への 訴えている。第七条には信仰問題が混じり、近年任命された「村小 つと仕、百姓共たへ申もかやうは不申候御事」と大庄屋のひどさを 第六条は、十村大庄屋に「大分米被遺候ニ付、 国主様へ御ちうせ 断 H

恒元が入封して三万石を支配した。延宝六年(一六七八)に恒元の 慶安二年(一六四九)に松井康映が移封され、池田光政の弟備後守 除封され、その後へ松井康映が入封して六万石を支配した。 存在した。この藩は、寛永一七年(一六四〇)池田輝政の子輝澄が 表題がある。これは差出人でもある。 宍粟郡にはこの時、 そうあらまし之書留」とあり、「宍粟須か村百性八郎兵衛」という 播磨国宍粟郡の百姓目安を見よう。最初の目安は端裏に「志 山崎藩が しかし

> だ池田同族の岡山藩支藩であり、その政治方針もほとんど本藩に異 孫恒行が除封されて池田家からは無関係となるが、寛文七年は、 ŧ

ならなかったとしてよい。

を衝いたものであろう。第六条は「山運上」で、一斗に銀百枚ほど になるという。 ほど「くれられ候」と言う。これも御救として機能していないこと わせるものであったと思われる。第五条は、「惣百姓かつゑ」に及 取りあげている。「手形」は、おそらく一言も異存はないことを誓 百姓死候時、其死人ノ諸親類ニ手形ヲさセられ候由」という問題を 京升を納升に替え、その升は「町方ニて大工ニ指申候由」と非難す 四倍に増されたことを訴える。第三条は升である。石に四升も多い 程出候処ニ、備後様ハ十九年此方九十目つゝ」というように、 収穫量、年貢率を示したものである。第二条は、「懸り物」の桑茶、 二七一石三升)、五七七代余宛、四斗八升代とある。これは村高、 んだが、ようやく三月から「かつゑふち」として麦を十―十五日分 かこの木(楮か)、栗の木などが、「運上、出羽様代ニは十九匁弐分 第一条には、 第四条では、「当春より、うゑ死ノ者三十四五人も可有之か、 過重の訴えである。 高二六六石六斗五升一合(『旧高旧領取調帳』では ほぼ

**3**.

出人は「宍粟百姓」、宛先は「御国廻様」である 第一条は、「三左衛門様御代」(輝政)は上田一石代であったが、 次に「謹而言上仕事」を見よう。この目安は日付がなく、差

今は一石六斗二升代であると指摘している。第二条は、「寅ノ御年

地詰」で、本高五〇〇石が七〇〇石余に上げられたことを指摘する。

その上に、今度の諸国巡見に当たり、

庄屋共、山さきへよひ、国廻衆御送候時ハ本高を申上候へと被仰(の)

付候事。

と告発している。巡見使尋問が領民に対して直接に行われることをと告発している。巡見使尋問が領民に対して直接に行われることをと告発している。巡見使尋問が領民に対して直接に行われたのである。第三条では、高請田畠内の茶桑格漆栗の「役銀」が一九貫余、綿九外さ、牛馬をつなき中候つな、わん、かぐ、ひしゃく」などを「小物成」に徴収すること、しかも遅延すると一月に四分の「利」を加算することを訴えている。第四条は、麦年貢について、「小物成同節二月を定、こし候へハ利ヲ御取候事」と非難する。第五条では、前二月を定、こし候へハ利ヲ御取候事」と非難する。第五条では、方としたものである。また、「百姓かつゑ申候。当春も大分死申」たが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑ壱斗八升ぬか麦壱斗二升、春中たが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑ壱斗八升ぬか麦壱斗二升、春中たが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑ壱斗八升ぬか麦壱斗二升、春中たが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑ壱斗八升ぬか麦壱斗二升、春中たが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑ壱斗八升ぬか麦壱斗二升、春中たが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑ壱斗八升ぬか麦壱斗二升、春中たが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑ壱斗八升ぬか表壱小にのである。

告発している。この条項は、藩政とぶつかるのが、被官を使役する共ニ御引分被成候故、ひくわん家来なしニ成」ることがあることをあること、そして「高大分ニ引へ申百姓」に「ひくわん家来ヲ田地第六条は、田畑の零細所持者を「浮人」として使役し「迷惑」で

のである。末尾では「右之品々御免被成候ハ、有難奉存候事」と以外ニ上々吉之茶御取候」と江戸茶の徴収に不満を述べている。これ外ニ上々吉之茶御取候」と江戸茶の徴収に不満を述べている。これ外ニ上々吉之茶御取候」と江戸茶の徴収に不満を述べている。これ階層にも及んでいること、当時の岡山藩領がこの階層の強い影響力

上のすべてが百姓の苦痛であったことをうかがわせる。

代より只今ハ大分ニ御取候事」と批判している。 様 と訴える。御救策への抗議である。第三条では、 四升ずつ過重に取る「ふとき升」である。物成は、毎年定免で 上にもなっているのである。この升は、「京はん」(磐)より二代に 段階は検地で「さをつまり」になったが、寛文期はそれより二倍以 代余は米、一七九代は大豆、但し四斗八升代にしたいという。輝政 **「三左衛門様高」、今は米大豆合わせ五七七代余であるが、内三九八** 政も批判の対象である。第二条は、村高二二六石六斗五升一合は 数たり不申、其上、高免ニ被仰付迷惑」であると言う。ここでは輝 は巡見使の播磨入国に備えたものであろう。第一条は、「三左衛門 差出人は「須か村惣百姓中」、宛名は「上代様」である。この日付 つゑふちとて」一人に麦二合ツ、小升ニて被下、迷惑」であること、 「世中ニかまわす御取り候事」、「就うへニ及、くずはらひほり、 ホ (輝政)御代ニ御けん地」があり、「殊外さをつまり、 次は「恐惶謹々上」である。この目安は、卯月二八日付で、 小物成銀を、「先 **其故、畝** 

◇ 次は「書上申候御断之事」である。四月二八日付のこの目安有難可存」と結び、百姓の訴えが真実であることを強調している。
 (第五条)では、「少しも偽不申候、年々御糾明被成仰付候ハ、強撃する。末尾では、「少しも偽不申候」と庄屋層を告発する。○(第無之事」と批判する。○(第五条)では、「御共仕庄屋共申ハ、公無之事」と批判する。○(第五条)では、「御共仕庄屋共申ハ、公無之事」と批判する。○(第五条)では、「御共仕庄屋共申ハ、公無之事」と批判する。○(第五条)では、「御共仕庄屋共申ハ、公無之事」と批判する。○(第五条)では、「変年責御取、迷惑候事、余国ニハ変年責ハる。四月二八日付のこの目安

は、差出人は「しそう塩田村百姓共」で宛名はない。塩田村は

『旧高旧領取調帳』では一二八石八斗余である。

代」は一石に四升ずつ、「ふとき升ニて御年貢御取候」と批判し、る。○(第四条)は枡問題で、「天下様」規定の京磐なのに「当御三条)は、山畑は村により五百メから三百メの銀を徴収すると訴え次の条項からは、一つ書のかわりに○印で区別している。○(第

るのが「百姓迷惑」と抗議する。

・ 「さし麦ニさせ御取」と批判し、麦一石を大豆五斗に継続させ、「さし麦ニさせ御取」と批判し、麦一石を大豆五斗に継続させ、「さし麦ニさせ御取」と批判し、麦一石を大豆五斗に継続させ、「さし麦ニさせ御取」と批判し、麦一石を大豆五斗に継続させ、「さし麦ニさせ御取」と批判し、麦一石を大豆五斗に継続させ、「は日番所」を作って「米大豆、他領より御入不成」「自由ニ京都ノ「境日番所」を作って「米大豆、他領より御入不成」「自由ニ京都ノ

事」ともある。 渡候、 問に百姓が答えないということは許されないから、その返答内容に って、 規制を加えたのである。この条には、「村々一ケ村も不残御書付御 もおさへ候様二成申、迷惑仕候」と曝露する。おそらく実際にこの 天下様之御仕置ニ相違中候事御さ候ハ、一ケ条成共御取被成被下 「周防様御代之高物成」を申上げるようにせよ、「只今ノ高免申候者 べきであろう。○(第七条)は、「御上代様」の尋問に対しては、 に抑えこませ、その懷柔のために、庄屋に米を与えていると解釈す けを抑えることではなく、日常的に「小百姓」たちの訴訟を庄屋層 ようなことがあったのであろう。これは、今回の巡見使への訴訟だ 成庄やニハ、米五代十代ツ、被遣、此庄や共ニ小百姓そセう可申 たのに、「今ハ」大庄屋もなく、「谷筋村ニて御そしやうをも可申様 ハ曲事」という指示が村に伝えられたというのである。巡見使の尋 ○(第六条)では、「右之御代」に大庄屋が「御免前も申上」げ 目安を差し出したいというのである。末尾には、「右之御断 御領地内ニて可申上事、 本当の事は領内では言えないので、巡見使の跡を追 成不申候故、 御跡をしたい申上候

できると考えており、それゆえに「天下様之御仕置」と光政の仕置でなく、「天下様」というもう一つ上位の権力によって難儀を解決候ハ、百姓共恭可存中候。」とあり、百姓側が不満をぶつけるだけ

うにまとめておきたい。()トーこれまで見てきた津高郡・宍粟郡百姓目安について、次のよ)

を比較させようとしていることがわかる。

はまちがいない。

時期、 が用いた論理は、「百姓迷惑」の強調であり、「天下様之御仕置」あ 岡山藩に押収されたものと思われる。その際、(エク) いることがうかがわれる 層を牽制しようとしている動きも見られ、上下二つの力が対峙して るいは余国・他国並と相違していることの告発であった。またこの 姓返答に藩からの行政指導が行われたこともわかる。訴訟する百姓 を発揮したものと推測される。また、宍粟郡では巡見使尋問への百 村々に配置された者たちが、百姓上訴の動きの察知と目安押収に力 近の案文が、宍粟郡の目安は準備開始間もなくの案文が見つかって しようとしたものと思われる。 百姓は巡見使来藩の通知の後四月段階に準備して山崎藩領外で提出 津高郡百姓は、巡見日程のなかで目安を提出しようとし、宍粟郡 領主側も庄屋層を掌握しようとしているが、小百姓層が庄屋 したがって、津高郡の目安は完成間 儒学普及のために

3 『池田光政日記』にみる当年の政治主眼「直ノ仕置」

現実のもう一方の極である光政自身に焦点をあてて見よう。さい

政策意図、心意、身辺の状況を窺うもっとも良質の史料であること日記がかならずしも正確だということはできないが、当年の光政のわい、長期にわたり藩主自らが書き残した日記が与えられている。(3)

民との関係に関する部分を抜出してみよう。 民との関係に関する部分を抜出してみよう。 宗教情勢を除いて、領方・でおり、年齢も五七才で、老境と言ってよい段階である。 しかしっており、年齢も五七才で、老境と言ってよい段階である。 しかしっており、年齢も五七才で、老境と言ってよい段階である。 しかしっており、年齢も五七才で、老境と言ってよい段階である。 しかしっており、年齢も五七才で、老境と言ってよい段階である。 しかしっており、年齢も五七才で、老境と言ってよい段階である。 しかしっており、年齢は、

事之上ノ枝葉」、「五倫正しき事本」、「第一、対上様不忠至極」と、・七月一日 「万事直ニ仕度と申主意を、何も能かてんなくハ、

長い意見を書いている。

れた金を村方に貸し付けている。三十メツ、かし可申候間」と、悪作が現実となり、商人から借り入三十メツ、かし可申候間」と、悪作が現実となり、商人から借り入・八月五日 「国中、近年取実悪ニ付、当年京へ借銀仕、一郡ニ

七一社創っている。光政が留守の時に巡見使は来藩した。日記には隆の遺骨を和意谷敦土山に改葬し、国中の升を京升に改め、寄宮を寛文七(一六六七)年には、参勤交代で江戸に登るが、輝政・利

巡見使への言及がない。

あった。 ている。光政にとって、公儀はきわめて大きな比重を占めるものでも下用も一同ニ公義ノ舛ニ申付候」と、公儀升に合せる理由を述べも下用も一同ニ公義ノ舛ニ申付候」と、公儀升に合せる理由を述べ・二月二四日 「公義ノ舛と此方之納とちかい候事不快候間、納

表わしている。 百姓に苛酷に当たった家臣に対し、その行為を戒める光政の姿勢をがり仕、おこり(奢)たる仕合ニ付しかり申候」とある。これは、かり仕、おこり(奢)たる仕合ニ付しかり候事、在々へ参、百姓よひ出し・閏二月二九日 『主税介しかり候事、在々へ参、百姓よひ出し

改穣である。 くい可申候事」と、飢餓にかんする記事が現れる。米貸による御救つめ麦いまた在之候へ共、其上ニ高壱万石ニ三十石つゝ米かし、すっめ麦いまた在之候へ共、其上ニ高壱万石ニ三十石つゝ米かし、すー・二月二九日 「うへ人、はし々々就在之」、郡奉行・代官に「あ

る事有、成次第と思へハなかる、物也」とあるのは、参勤交代に当・三月一四日 「留守之義不怠可相勤事、法可立と存候へハさハ

たって家臣に注意を与えたものである。

としていることである。その御救には、貸与と給与の二つの場合が さらに、五倫正しく身を処するということを光政は要件にしている。 為政の立場にある者が直接の責任ある指示を行うことと解されるが、 勤に当たって、領民の不満噴出への警戒を注意したものである。 て現れるものであった。 あるが、いずれにしても、光政の為政行為は「すくい」の政治とし れを概念として家臣たちに注入しようとしていたのである。 当年の光政は、このような意味を込めた「直ノ仕置」を重視し、そ 時期にあっては、「直ノ仕置」がその標語である。「直の仕置」とは、 しては、つねに政治の標語を掲げる意欲を示すところがある。この 候ハんと存候間、当麦成半分免可申候」と、麦年貢の半免を考える。 一般的には将軍あるいは大名、家老、奉行、代官など、それぞれの もう一つは、「すくい」政策を「百 姓 成立」策の中心におこう このように寛文六年、七年の日記を見ていくと、光政は、個性と ・三月一五日 六月一六日 麦悪で「民弥々くたひれ」、「救候ハたりに成かね 「少一揆なとニは番頭申付置候」とあるのも、 参

らない、「飢人」をだしては「君意」にそわないと「手前不成百姓」うに郡奉行に注意している。郡奉行は、とにかく百姓を倒してはな寛文八年(一六六八)一一月「郡奉行へ命令」を見ると、次のよ4 「天下の田地」論を支えとする選別的「救」政策への帰着

貢も人ニ先達て払、手前も左のみ迷惑不仕百姓」には何の沙汰もなは「年々定救」を受けて「扶持人」のようになり、「農業を励、年に「毎年救」を与えている。そのため、農業を怠り「救を貪百姓」

者は、 である。 が このような切り捨て論でよいと光政が納得する根拠は、 る。 ある。そこでついに光政は、「救を如貪之心根有之、費田地壊風俗 た成立とし、それを前提にした経営維持のための御救の実行を考え 意ニ大ニ違」っている。 るのである。その論理を支えるのが、「天下の田地」という理解で いは地域も合わせ、収穫の六割の成果が提供されることを前提にし は天下之通法」である。「四分米を以、 り方であり、きまったよう毎年御救を行うやり方は「我 置というのは、「上へ財を為可取、 そこで光政は、 「天下の田地」であるという認識なのである。 御救一般ではなく、選別された御救を正しいとするのである。 倒候共不構、救候事無用之事」と、役人たちに指示するに至 光政は、「百姓成立」をたんなる成立ではなく、 御救について、次のように指示しなおす。悪い仕 元来、「田地は天下の田地ニて、 百姓之倒を不構取潰」というや 世を渡は、 百姓之正敷家業 百姓の田畑 (光政) 本 四分六分 領主ある

5 明君録形成の現実的根拠とその規定力

以上の検討から、次のように結論したい。

寛文期の光政は、津高・宍粟郡百姓の目安に見るような、小百姓

「天下の田地」論に支えられた御救論を鍛えることで克服しようと「百姓迷惑」の訴願状況に立向かいつつ、「直ノ仕置」論に立って、登場を土台にした、公儀仕置、他国・余国並を求める「百姓痛」

していた。

候」というような返答がそれである。「兎角教を専に仕言え、この場合は真実を伝えていることになる。「兎角教を専に仕な村方では、国主像・村方像ともに実状を反映している面を持つと政策を村請して小百姓との矛盾を緩和させることができているよう政策を村請して小百姓との矛盾を緩和させることができているよう

業を致させ、 の内容が事実でなくても、 和気郡片上村返答) せめて其御恩に、是は村より飢寒を救ひ申候、 ものともなるのである。「鰥寡孤独の類或は病気者には、夫々に産 ない。それらは、村のあり方、村役人・百姓のあり方をも規制する には藩主を規制するものとして機能する。すなわち藩主の座右にお ているような村々返答をふくめて、 か れるべき『君則』である。 実際の生活の場で進行している対立・矛盾をすっかり殺ぎ落とし 御救を申請遣し候、 庄屋肝煎の無念に成候故、 若続不申者有之候ても、 というような返答が残った場合には 国中に住居仕候者、 それが以後の各身分の行動を規範化する しかし、 国中に無御座候」(『仰止録』三、 およそこれらの返答は、 為政者だけを規制するのでは 年々国中過役御免被成候故 身上不成候とて他国仕 村々手に余候へば申 かりにそ 基本的

影響力はもつであろう。言い方をかえると、大名人格論が同時に百りに明君言行録が作成されておらず、その素材程度の口承段階でも、という意味で、現実に対する規定力を発揮する、と私は考える。か

姓人格論をも包摂しているのである。

#### 注

- (1)(5) 【吉備群書集成】第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三一年。
- たい。 のちがいが引き出せるように思われるが、これについては別の機会を期しのちがいが引き出せるように思われるが、これについては別の機会を期し(2) 近世で用いられる「名君」と「明君」の間には、子細に検討すれば意味
- (3) 【池田家履歴略歴】日本文教出版株式会社、一九六三年
- (4) 【日本史研究】三八〇号、一九九四年四月。
- (6) 石坂善次郎『池田光政公伝』東京印刷、一九三二年。
- 第十輯、吉備群告集成刊行会、一九三二年)。(7)「終生新太郎の称を改めず」「吉備温故秘録」巻之百一(『吉備群書集成』
- (8) 『続々群書類従』第三、国書刊行会、一九〇七年。
- (9) 第一四〇話「備前風の一変」前出「吉備群書集成」第十輯所収。
- (11) 【御留帳】A1-85\*TAA-011
- 全容を提示した(「岡山藩研究」第一一号、九四年九月)。 一六日の岡山藩研究会全体会で報告した際に配布したレジュメ・史料では、(2) 本稿では、三つの側面のうち領民との関係だけを記述する。九四年七月
- 第九輯、吉備群書集成刊行会、一九三一年)。(13)「寛文七年丁未巡見使」【吉備温故秘録】卷之六十九(【吉備群書集成】
- (14)『仰止録』三(『古備群曹集成』第四輯、吉備群曹集成刊行会、一九三一

年。

- (15) 「国廻り上ル」P3―17\*YPC―001
- 対応―素描1」(「岡山藩研究」第九輯、一九九四年五月)。(16) 奈倉哲三「一七世紀中葉の宗教情勢―光政期岡山藩の信仰動向と幕府の
- (打) この部分に関して、しらが康義氏から、押収案文とみている点ば、提出跡をしたい申上候事」と目安「書上申御断之事」に記している点は、提出問」)。認識が不十分であったところは率直に改めていきたいが、すでに述問」)。認識が不十分であったところは率直に改めていきたいが、すでに述問」)。認識が不十分であったところは率直に改めていきたいが、すでに述問」)。認識が不十分であったところは率直に改めているにの批判を受けたように、また私に対しては巡見使の行路と日程についての批判を受けたように、また私に対しては巡見使の行路と日程についての批判を受けて、この部分に関して、しらが康義氏から、押収案文とみている点で奈倉哲方去や日程にも関わることとして検討を深めてい。
- (18) 林原美術館所蔵池田光政日記自筆日記マイクロ版(丸善株式会社)。 方法や日程にも関わることとして検討を深めたい。
- (19) 谷口澄夫【岡山藩政史の研究】塙書房、一九六四年。
- (2) 「郡奉行へ命令」E2-5\*TBE-001

「利工等など品長)升記し、ここ・肝記を長りしていっこ。後記「本稿は、一九九三・四年度早稲田大学特定課題研究助成費(共同研究)

「岡山藩成立過程の研究」による研究成果の一部である。